



千葉県の医療的ケアについて ～看護師研修を中心に～

平成30年9月6日
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課¹

本日の内容



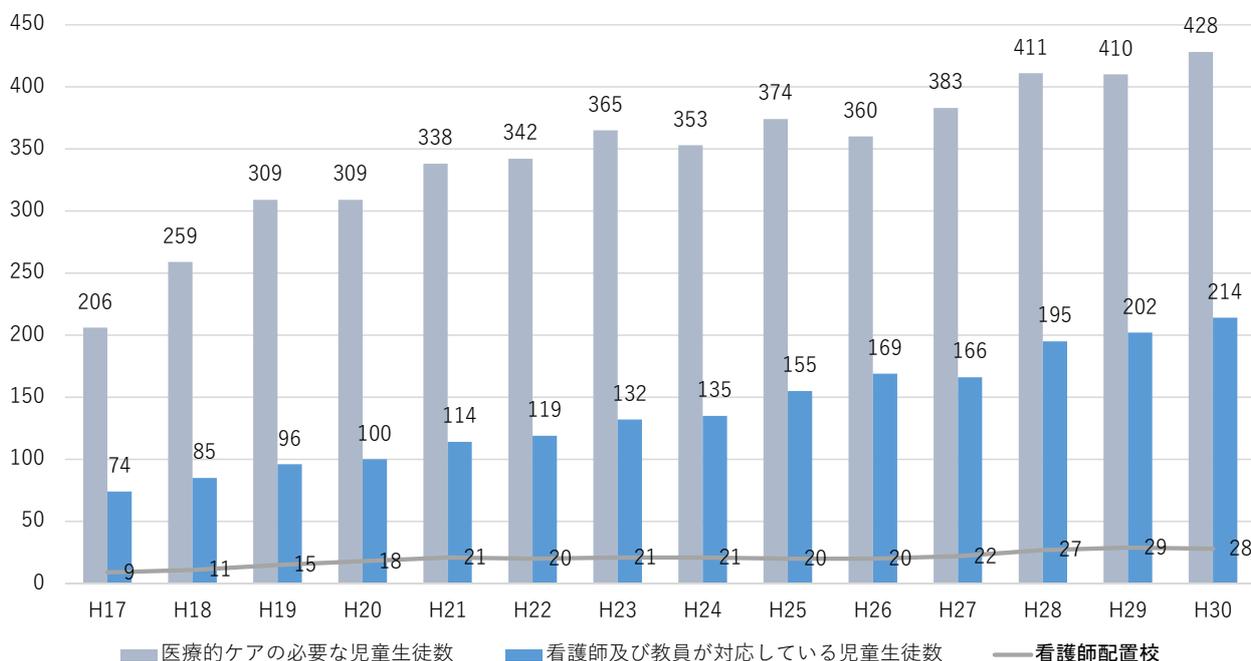
- 1 県立特別支援学校の医療的ケアの現状について
- 2 看護師研修について





1 県立特別支援学校の医療的ケアの現状 ～医療的ケアの必要な児童生徒数と看護師配置校

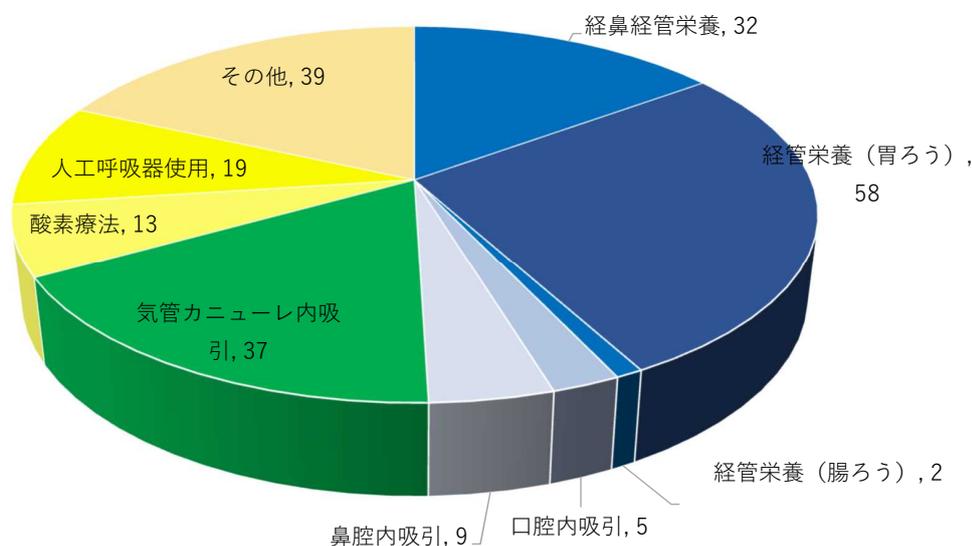
医療的ケアの必要な児童生徒数と看護師配置校



医療的ケアの実施内容の割合



平成30年度学校において医療的ケアを実施している児童生徒（214名）のケアの主な内容

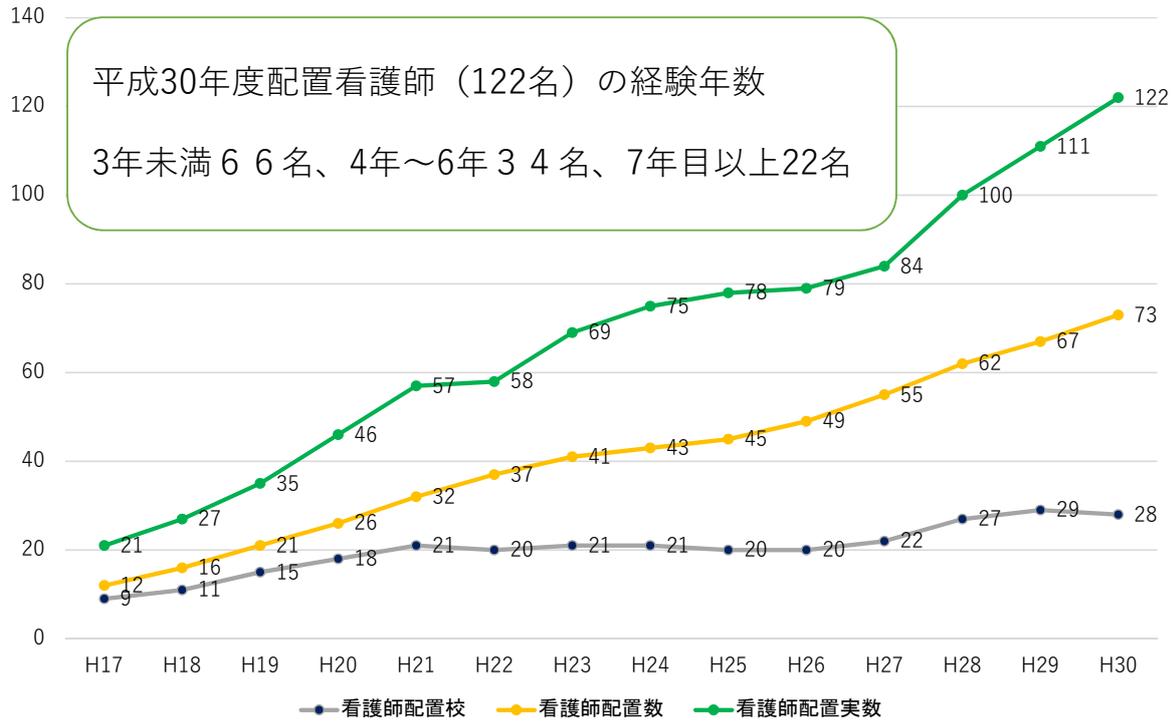


5月1日現在214名の児童生徒が校内で医療ケアを実施している。複数のケアを必要としている児童生徒については、主なものを1つカウントした。



特別非常勤講師（看護師）の配置について

特別非常勤講師（看護師）の配置について



平成30年度配置看護師（122名）の経験年数
 3年未満 66名、4年～6年 34名、7年目以上 22名



千葉県における医療的ケアの定義

医療的ケアの必要な児童生徒等のための支援事業実施要綱

自立活動

第2条（医療的ケアの定義）

医療的ケアとは、**学校の教育課程に基づき**、医療的ケア指導医の指導・助言の下で**看護師と教員が連携協働**して行う日常的・応急的手当のことである。

県教育委員会の役割

- (1) 医療的ケアを実施する各校の実施状況を把握し、安全で確実な医療的ケアが実施されるよう適切に指導する。
- (2) 登録研修機関（県教育委員会）として、基本研修、また必要に応じてその他の研修を実施する。
- (3) 基本研修受講修了者に「医療的ケア基本研修修了証明書」を発行する。
→本年度より、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付事務を、健康福祉部の事務の補助執行機関として、実施している。
- (4) 安全で確実な医療的ケアが実施されるよう、必要な会議や協議会を開催する。
- (5) 制度に基づいた医療的ケアに関する手続きについて各校と連携し円滑に遂行する。

7

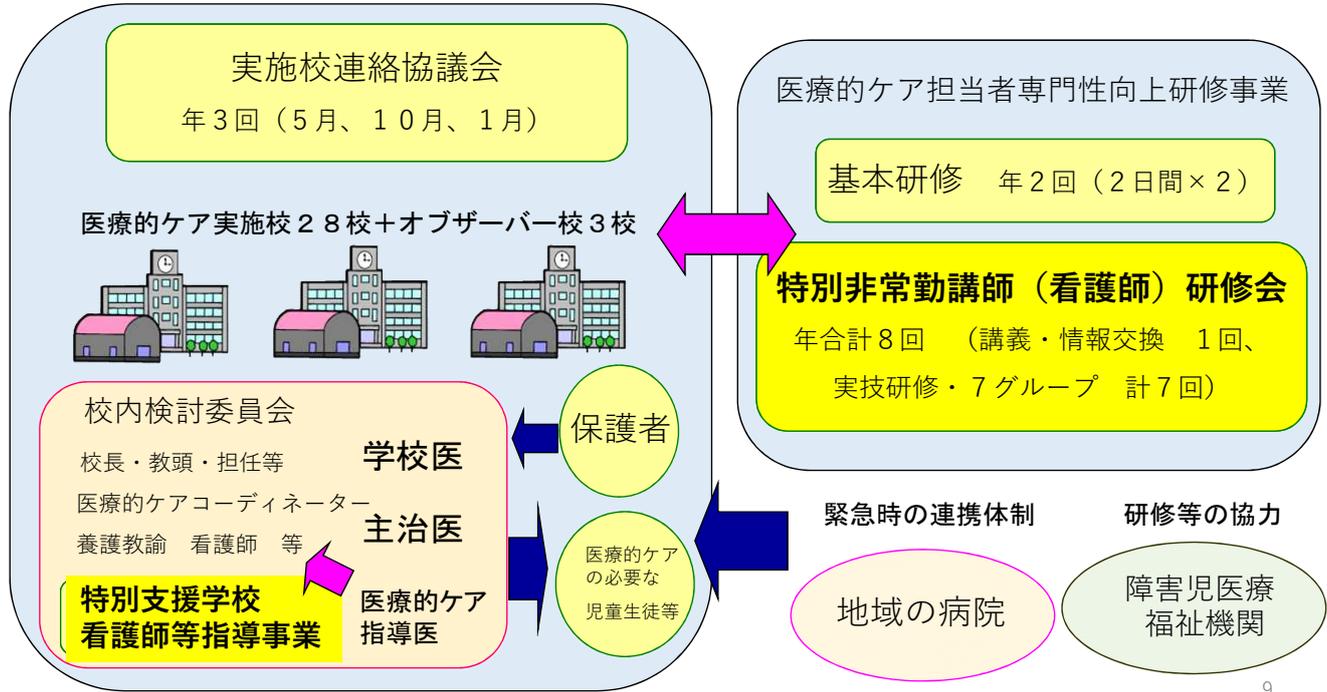
看護師の役割

- (1) 医療的ケアに関して、教員に**指導・助言**を行うことができる。
- (2) 医療的ケアの実施に際し、次の事項を行う。
 - ①**事前に保護者及び主治医から当該児童生徒等に関する健康状態及び医療的ケア等について説明を受けておく。**
 - ②**定期的及び必要時に指導医、主治医から必要な指示を受ける。**
 - ③**実施担当教員と協力して、実施記録簿に記入し、必要に応じて保護者に連絡する。**
 - ④**担当教員と協力して、主治医に定期的に報告する。（事前に校長決裁を得る）**
 - ⑤**万一異常があれば、養護教諭や実施担当教員と協力して、必要な応急的処置をとる。**

8

医療的ケア運営会議（年2回）

医師・看護師・保護者・学校長・医療的ケアコーディネーター・養護教諭・関係部局



9

2 看護師研修について



（1）看護師研修の経緯

平成17年度～

- ・ 特別非常勤講師として9校へ看護師配置
- ・ 年3回研修のうち1回は夏季休業中 千葉リハにて実技研修（3グループ計3日間実施） 学年始め休業や夏季休業を活用して実施

H19年度～ 年2回研修 下志津病院が実技研修先として加わる。
（5グループ計5日間）

H21年度～ 夏季実技研修 6グループ計6日間

※H22年度から経験年数で実技研修あるいは担当教員研修への参加

H27年度～ 千葉東病院が実地研修先として加わる。（7グループ計7日間）

※現在は、年間2回実施。4月：講義・協議会、7・8月：実技研修

実技研修は原則、隔年での実技研修受講とし、

夏季休業中の医療的ケア担当教員研修への受講も受け入れている。

参考：平成14～16年度 NPO法人に看護師配置委託（肢体不自由6校）

(2) 医療的ケア担当者専門性向上研修



◎特別非常勤講師（看護師）研修会～県教育委員会主催～ ア 第1回研修会

県立特別支援学校99名+オブザーバー参加7名

目的 県立特別支援学校非常勤講師（看護師）が安全で確実な医療的ケアの実施に資するよう、医療的ケアに係る基本的な知識を習得する。

内容 平成30年4月3日（火）講義・実践発表・情報交換

- 講義：特別非常勤講師の配置とサービス
千葉県の特例支援教育と医療的ケアについて
医療的ケアガイドラインについて
- 実践発表：県立船橋夏見特別支援学校の実践
- グループ別協議及び情報交換

11

第1回研修会～実施アンケートから



- ・医療的ケアが自立活動として位置づけられていることがわかった。
- ・教育現場での看護師としての役割を忘れずに教師と協力して働きたい。
- ・学校の置かれている状況が色々違うことがわかった。
- ・グループ別協議により、他校の情報を知ることができ、参考になった。
- ・実践発表の良い取組を参考にしたい。
- ・今までの勤務先と異なることが色々あり、有意義な研修だった。
- ・勤務経験の浅い人には良いと思われるが、研修内容の工夫が必要ではないか。
- ・経験年数や学校規模などを考慮して、協議グループを検討してほしい。
- ・研修の中で出された疑問等について、回答をしてほしい。
- ・勤務体制について見直してほしい。

12

イ 第2回研修会

県立特別支援学校非常勤講師（看護師）を対象に原則、隔年で参加

目的：県立特別支援学校非常勤講師（看護師）が学校生活において医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する**基本的な知識及び援助の方法を習得する。**

期間：夏季休業中（1日×7グループ 計7回予定）
→今年度台風のため、6回実施

会場：千葉県千葉リハビリテーションセンター 3回20名
独立行政法人国立病院機構 下志津病院 3回18名→2回11名
独立行政法人国立病院機構 千葉東病院 1回8名 計46名→計39名

内容：講義 重症児の病態・医療的ニーズ、
人工呼吸器・肺理学療法について

病棟実習 胃ろうチューブ、気管カニューレの交換、
気管切開部ガーゼ交換、アンビューバックでのバギング、
人工呼吸器の取扱い等



13

第2回研修会～実施アンケートから



- ・手技の再確認ができ、日頃の疑問が解決できた。
- ・勤務校で実施していない手技を学ぶことができ、参考になる。
- ・人工呼吸器の扱いについて疑問が解決できた。
- ・講義後に実技研修が受けられるので、理解が深まる。
- ・小児のケアの経験が浅いので、良い機会になった。

- ・実習の機会が増えると不安解消につながる。
- ・夏休みの研修ではなく、年度初めの研修だと良い。
- ・毎年受講できるとよい。



(3) 特別支援学校看護師等指導事業

目的：医療的ケア実施校において、医療的ケア指導医が主治医の指示書や校内体制を考慮して、実施の判断を校長に進言したり、看護師や担当教員に該当児童生徒への手技を中心とした個別研修を実施したりする。

実施内容：各学校ごとに年間計画を作成し、計画的に実施する。

成果

- ・主治医の指示書をもとに、直接、指導医から指導や助言を得ることができる。
- ・校内の関係者で主治医からの情報や手技の確認を共通理解できる。

課題

- ・勤務時間の関係から、放課後の話し合いをもつことが難しい。
- ・個別のケア等で不安がある場合に指導医への相談がすぐに出来難い。など

※(1) 県立特別支援学校において医療的ケアを実施する場合、県教育委員会が医療的ケア指導医を依頼する。

(2) 医療的ケア指導医は次の業務を行う。

- ①医療的ケアを必要とする児童生徒等についての相談、指導、手技の確認をする。
- ②児童生徒等の医療的な配慮全般について、看護師及び研修を受けた教員へ指導・助言する。

(医療的ケアガイドライン)

15



看護師研修の成果と課題

成果として

- ・研修をとおして、学校における医療的ケアが自立活動として位置づけられ、指導医の指導・助言の下に教員と協働で行うことの理解が図られている。
- ・研修会で、各校の状況を知るとともに、情報交換を行うことができている。
- ・校内での指導医からの指導・助言をとおして、指示書に基づく手技の確認ができたり、医療機関での実技研修をとおして、勤務校で実施していない手技の確認ができたりする。
- ・校内での指導医研修が、関係者との共通理解の促進につながっている。

課題として

- ・経験年数や学校規模により、研修のニーズが異なることへの対応
- ・年々増加していく看護師の実技研修を含めた研修機会の確保
※重心病棟のある病院は限られている。
- ・在籍する児童生徒の障害の重度・重複化により、医療的ケアの内容が高度化・多様化していることへの対応
- ・限られた勤務時間内での校内研修の確保 等



- ① 今後も長期休業を利用した研修を実施していく。
- ② 医療的ケアの意義やガイドラインの理解を進めていく。
- ③ 医療機関と連携した実習の充実を図っていく。
- ④ 経験年数や学校の実情に応じた研修の在り方について検討していく。

例：複数配置校のリーダー研修等

すべては子どもたちのために



ご清聴ありがとうございました。